

豊田 PCB 廃棄物処理施設の試運転計画

平成 17 年 5 月 6 日
日本環境安全事業㈱

豊田 PCB 廃棄物処理施設の試運転計画を以下のとおり報告します。

1. 試運転の目的及び趣旨

- (1) 試運転は、当社がクボタ神鋼環境（豊田）異工種建設工事共同企業体（以下「JV」といいます。）に設計・施工を発注した豊田 PCB 廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）が発注仕様書等の契約書類に定めた保証性能を発揮できるものとなっているか否かを確認するために必要な工程です。
- (2) 試運転は、当社が承認した JV の試運転計画によって行われ、JV から提出された所期の性能確認結果等の試運転に係る情報（環境保全性能に関するデータを含む。）について、当社が「PCB 廃棄物処理事業検討委員会豊田事業部会」（以下「事業部会」といいます。）に報告し事業部会から助言、指導をいただくこととしている。
- (3) 上記（2）の「所期の性能」の中には、法令等の規制や協定に対する適合性も含まれます。
- (4) 従って、豊田市に申請する廃棄物処理法に基づく PCB 廃棄物処理施設設置許可手続きの最終段階として行われる使用前検査に必要なデータを提出できるような試運転計画と致しております。
- (5) また、処理施設について、その良好な試運転結果が得られていることが確認され、所定の検収手続きを経て引き渡しを受けてから当社が行う操業運転においては、当社の管理の下で施設運転作業を他社に委託して行いますので、その会社の作業従事者等の教育訓練も試運転を通じて行うこととしています。

2. 試運転実施体制

- (1) 試運転作業は、当社豊田事業所の総括、監督、管理のもとで JV が行います。
- (2) 試運転期間中の豊田事業所の体制、JV の体制及び JV から施設の運転作業方法を訓練される会社の体制は別紙 1 に示します。

3. 試運転スケジュール

試運転は、非 PCB 廃棄物負荷試運転及び PCB 廃棄物負荷試運転の 2 段階で行い、非 PCB 廃棄物負荷試運転は 5 月中旬より実施し、実際に PCB 廃棄物を使用した PCB 廃棄物負荷試運転は 6 月下旬から実施する予定です。

また各段階においては、それぞれ設備の健全性や処理能力といった内容を確認するための試験を実施します。表 1 にその概要を、また別紙 2 に全体工程を示します。

なお、参考資料として添付している JV の試運転計画書は非 PCB 廃棄物負荷試運転に先立って行う総合調整運転（単体機器の作動確認から設備全体の連動確認運転）の段階からの計画を記載しています。

表 1 試運転の構成

| 工程 | 試験の種類 | 主な確認項目 |
|----------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 非 PCB 廃棄物負荷試運転 | 予備性能試験： プラント全体機能確認試験 | 模擬廃棄物を使用して全ての設備が健全に機能することを確認。 |
| | 予備性能試験： 緊急停止機能試験 | 異常時に設備が安全・確実に緊急停止できること及び再起動できることを確認。 |

| | | |
|------------------|-------------------------|---|
| PCB 廃棄物 負荷試運転 | 予備性能試験： プラント全体機能確認試験 | PCB 廃棄物を使用して所定の性能を発揮することを確認。 前処理、液処理の性能確認。 卒業判定方法及び迅速分析体制の確立。 |
| | 引渡性能試験 | PCB 廃棄物を使用して、一連の継続的な運転において所定の性能を発揮することを確認。 |

4. PCB 廃棄物負荷試運転

(1) PCB 廃棄物負荷試運転によって確認する項目

PCB 廃棄物負荷試運転で確認する性能としては、「処理性能」、「環境保全性能」及び「作業環境性能」の3つの性能があり、それぞれの性能について、当社が引き渡しを受けるに足るものとなっていることが確認されなければなりません。

「処理性能」については、PCB 廃棄物負荷試運転以前に各設備及びプラント全体が健全に機能することが確認されていることを前提としており、そのうえで、安全・確実に、所定のPCB 廃棄物処理能力を満足する施設となっていること、卒業判定基準を満足させられる施設となっていることなどを確認します。

「環境保全性能」については、排気中の PCB 濃度やダイオキシン類濃度が設定した数値以下であることなどを確認します。

「作業環境性能」については、作業環境中の PCB 濃度が設定した数値以下であることなどを確認します。

なお「処理性能」、「環境保全性能」の確認においては、廃棄物処理法と環境保全協定（豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書）上必要となる測定データを併せて取得する予定です。

PCB 廃棄物負荷試運転における確認項目を表2に示します。

(2) 試運転用のPCB 廃棄物の取り扱い

試運転に用いるPCB 廃棄物は試運転における使用状況に合わせて、5月末頃から順次保管事業者から譲渡を受け、搬入します。

試運転に用いるPCB 廃棄物については、処理施設内での取り扱いにおいてはもちろん、施設への搬入においても、豊田事業所による管理のもとで、環境保全上の支障を生じさせることなく安全、確実に行うこととし、そのことをJVその他の関係者に周知徹底します。

具体的には、処理施設に設備した環境保全設備を適正に使用するとともに、運転データを監視、記録、整理、保存し、必要があれば豊田市に提出します。また、搬入作業については処理施設の受入・検査・保管設備との連携が円滑かつ確実にできるように、豊田市と「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」を締結した収集運搬業者の中から選定する者を指導します。

試運転で使用するPCB 廃棄物は、PCB 廃棄物負荷試運転において性能を確認する上で必要となる種類、台数とし、その種類、台数及び液処理のバッチ数は以下のとおり計画しています。ただし、実際の試運転の進捗にあわせて変更することがあります。

1) PCB 廃棄物の種類と台数（台数は変更となる可能性があります。）

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 車載トランス | 8台 |
| 大型トランス | 3台 |
| 中・小型トランス（計器用変成器2台を含む） | 3台 |
| コンデンサ | 586台（特殊コンデンサ2台を含む） |
| ドラム缶（トランス油） | 29本 |

2) 液処理のバッチ数（バッチ数は変更となる可能性があります。）

| | |
|---------|-------|
| トランス油 | 28バッチ |
| コンデンサ油 | 18バッチ |
| 第一洗浄濃縮液 | 34バッチ |
| PCB油 | 3バッチ |

5. 豊田事業部会による助言等

試運転の各段階に応じて順次得られる測定データ等の確認結果を事業部会に報告し、助言等を頂くこととしています。

事業部会から受ける主な助言、指導の内容は以下のとおりです。

- 1) 試運転における助言、指導（試運転計画については本年3月の事業部会で説明し、助言・指導をいただいている。）
- 2) 非PCB廃棄物負荷試運転結果
- 3) 引渡性能試験結果

6. 試運転用緊急時対応マニュアル

試運転によって得られる知見、経験を盛り込んで、操業開始後の緊急時対応マニュアルを整備いたしますが、試運転中に用いる緊急時対応マニュアルとして、緊急異常事態が発生した場合と緊急異常事態には至らない故障等の施設異常又は天災等が発生した場合の措置について定めます。

以上

表2 PCB 廃棄物負荷試運転における主な確認項目

| | 確認項目 | 測定項目 | 内 容 |
|--------|----------------------------|----------------------|--|
| 処理性能 | 処理能力及び処理対象物対応性 | 処理量（台数）及び時間 | <ul style="list-style-type: none"> 液処理 1.6 t/日に対応する PCB 廃棄物（トランス、コンデンサ）を前処理できること。 1.6 t/日の PCB を液処理できること。 |
| | PCB 分解完了確認 公定法と迅速分析法との関係 | PCB | <ul style="list-style-type: none"> PCB 分解処理を完了できること。 公定法と迅速分析法との関係を確認し、迅速分析体制を確立すること。 |
| | 反応生成物等 | ダイオキシン類 ヒドロキシ PCB | <ul style="list-style-type: none"> 液処理の処理済物中にダイオキシン類、ヒドロキシ塩素化ビフェニルが問題となるレベルで含まれないこと。 |
| | 卒業判定及び判定方法並びに公定法と迅速分析法との関係 | PCB | <ul style="list-style-type: none"> すべての処理済物が PCB の卒業判定基準を満足していること。 処理済物の種類に応じた適切な判定試験方法とサンプリング方法を確認すること。 迅速分析を用いる場合には公定法と迅速分析法との関係を確認し、迅速分析体制を確立すること。 |
| 環境保全性能 | 排気 | PCB | <ul style="list-style-type: none"> 施設外に排出する排気中の PCB 濃度が維持管理値 0.1mg / m³N 以下（管理目標値 0.01mg / m³N 以下）であること。 |
| | | ダイオキシン類 | <ul style="list-style-type: none"> 施設外に排出する排気中のダイオキシン類濃度が 0.1ng - TEQ / m³N 以下であること。 |
| | | ベンゼン | <ul style="list-style-type: none"> 液処理系統排気中のベンゼン濃度が 50mg / m³N 以下であること。 |
| | 排水 | PCB | <ul style="list-style-type: none"> 最終放流口における排水中の PCB 濃度が維持管理値 0.003mg / L 未満（管理目標値 0.0005mg / L 未満）であること。 |

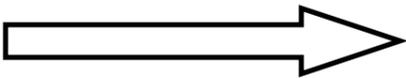
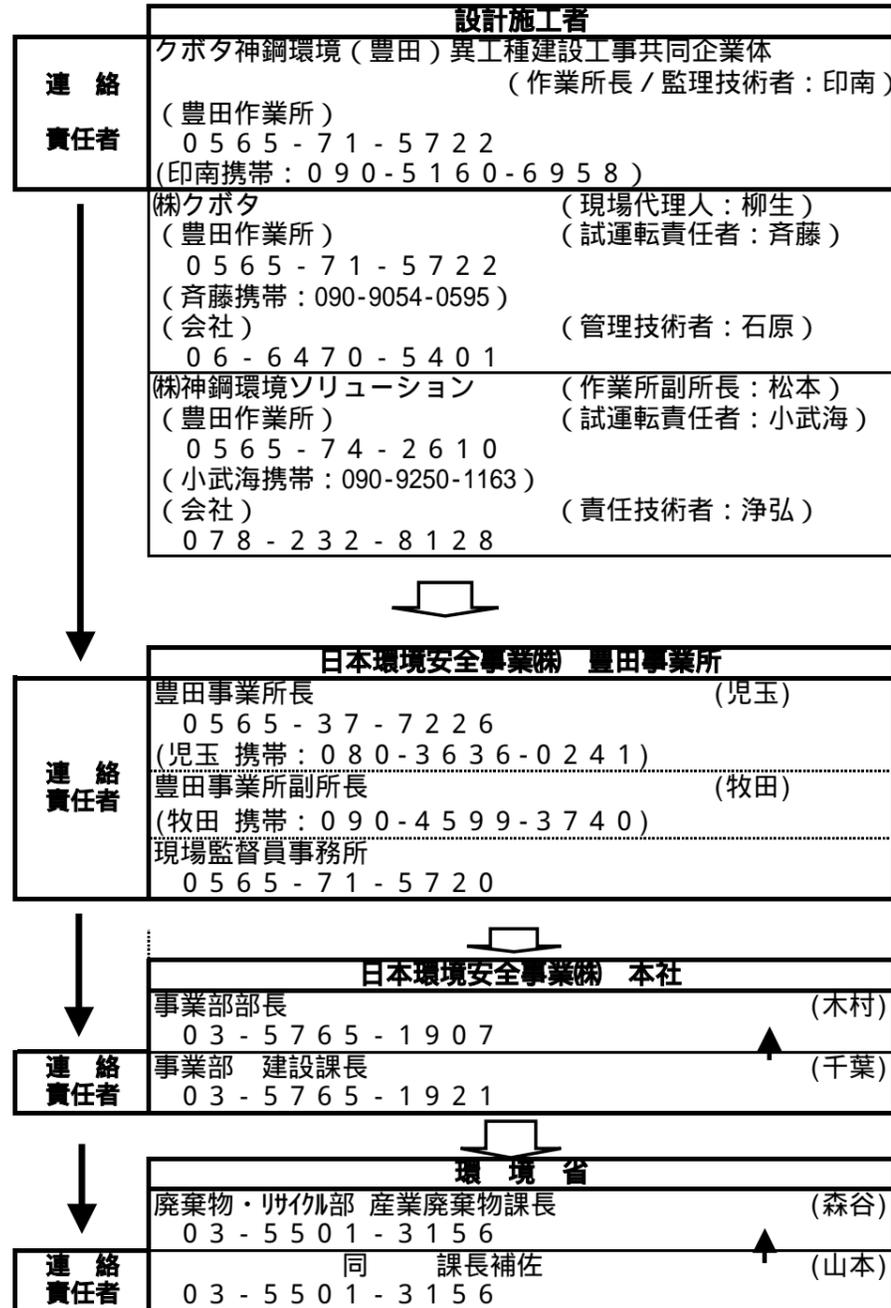
| | | | |
|--------|------------|-----------|--|
| | | ダイオキシン類 | <ul style="list-style-type: none"> 最終放流口における排水中のダイオキシン類濃度が維持管理値 10 pg-TEQ / L 以下 (管理目標値 5 pg-TEQ / L 以下) であること。 |
| | 悪臭 | 特定悪臭物質 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界において特定悪臭物質が豊田市告示に基づく悪臭の規制基準値以下であること。 |
| | 騒音 | 騒音 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界において次の数値以下であること。 午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時 65dB 以下 その他時間帯 70dB 以下 |
| | 振動 | 振動 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界において次の数値以下であること。 午後 8 時 ~ 翌日午前 7 時 65dB 以下 その他時間帯 65dB 以下 |
| | 管理区域の負圧レベル | 差圧 | <ul style="list-style-type: none"> 管理区域の負圧レベルが概ね以下の数値であること。 レベル 3 : 約 - 7mmAQ レベル 2 : 約 - 4mmAQ レベル 1 : 約 - 2mmAQ |
| 作業環境性能 | 作業環境 | PCB | <ul style="list-style-type: none"> 作業環境基準値 (0.1mg/m³N) 以下であること。 |
| | | ダイオキシン類 | <ul style="list-style-type: none"> PCB 濃度とダイオキシン類濃度の関係を把握するとともに、その結果を測定方法による影響を考慮してダイオキシン類のレベルを評価すること。 粉塵由来のダイオキシン類の影響を確認すること。 |
| | | トリクロロベンゼン | <ul style="list-style-type: none"> トリクロロベンゼンの測定を行い、産業衛生上の既存の知見を用いた評価をすること。 |
| | | 洗浄液中 PCB | <ul style="list-style-type: none"> 洗浄液中の PCB 濃度が作業環境 PCB 濃度基準を達成できるレベルであること。 |
| | 作業性等 | | <ul style="list-style-type: none"> 作業性等の観点から、保護具が作業従事者の負担に配慮された適切なものであること。 |

豊田PCB廃棄物処理事業 試運転中の緊急連絡体制

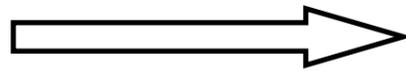
別紙 1

TYD - 0314
平成17年4月20日

平成17年5月1日



| 関係機関 | |
|-----------|--------------------|
| 豊田市消防本部 | 0565-35-9700 (119) |
| 豊田警察署 | 0565-35-0110 (110) |
| 豊田労働基準監督署 | 0565-35-2323 |



| 豊田市 | |
|------------------|--------------|
| 環境部 環境保全課長 (福岡) | 0565-34-6628 |
| 環境部 廃棄物対策課長 (宇井) | 0565-34-6710 |

- 【前提条件】
1. 関係各所への連絡を必要とする緊急事象は、下表のとおりとする。
 2. 下表に示す緊急事象の内、「地震」、「浸水」、「制御異常」、「設備破損」については、下記状態に至った場合に関係各所への連絡を行うものとする。
 - ・地震：設備の破損等により、PCB、その他危険物の流出等の被害が生じた場合。
 - ・浸水：施設（処理棟）内に浸水した場合。
 - ・制御異常：災害・停電・断水等により自動停止システム作動後も運転条件（温度、圧力等）が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合。
 3. 当該事故に関連して、周辺地域への影響が想定される場合は、関係各所に連絡し、避難、誘導等を行うものとする。

| 連絡先 | | | 緊急事象 | | | | | | |
|-----------|-----------|--------------|------|----|----|----|----|------|------|
| 名称 | 上段：電話番号 | 下段：FAX番号 | 地震 | 浸水 | 火災 | 爆発 | 漏洩 | 制御異常 | 人身事故 |
| 豊田市 | 環境部環境保全課 | 0565-34-6628 | | | | | | | |
| | 環境部廃棄物対策課 | 0565-34-6710 | | | | | | | |
| | | 0565-34-6684 | | | | | | | |
| 豊田市消防本部 | 警防救急課 | 0565-35-9714 | | | | | | | |
| | | 0565-35-9709 | | | | | | | |
| 豊田警察署 | | 0565-35-0110 | × | × | | | × | × | |
| 豊田労働基準監督署 | | 0565-35-2323 | × | × | × | × | × | × | |
| | | 0565-35-2341 | | | | | | | |

豊田 P C B 廃棄物処理施設に係る

試運転期間緊急時対応マニュアル

平成 17 年 5 月 6 日
日本環境安全事業(株)

1. 趣旨

- (1) 本マニュアルには、次に掲げる内容が規定されています。
豊田 P C B 廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）の試運転期間中に「緊急異常事態」が生じた際に必要な措置が確実に講じられるようにするための行動規範
処理施設の試運転期間中に、緊急異常事態に至らない施設異常等が生じた際に講ずべき措置
- (2) 本マニュアルの内容は試運転を通じて検証し、その結果必要があれば本マニュアルの改善を図ることがあります。
- (3) 試運転を通じて各種運転データ並びに運転管理業務及び運転作業に関する知見を収集し、これらを踏まえて、処理施設の操業運転を安全かつ確実にを行うための各種マニュアルを作成しますが、その一部を成すものとして豊田市の承認を必要とする「施設操業用緊急時対応マニュアル」も本マニュアルの検証結果を反映して作成することとしています。

2. 緊急異常事態が生じた場合の対応

- (1) 「緊急異常事態」とは、 処理施設の建物外部に P C B 液その他の油類が流出した又は流出するおそれが生じた場合、 施設の敷地内で PCB 液その他有害な物質が漏洩した場合、 地震、火災等によって処理施設の一部が損壊した場合、及び 処理施設の異常によって外部の施設等他者の財産に何らかの損害を与えるおそれが生じた場合とします。
- (2) 試運転期間中に、別紙 2 に記載の緊急異常事態が生じた場合は別紙 2 に記載し

た対応方針に従って必要な措置を講じます。

- (3) 緊急異常事態が生じた場合には、緊急連絡体制 別紙 1 に基づき、直ちにその情報を豊田事業所（以下「事業所」といいます。）から日本環境安全事業(株)本社（以下「本社」といいます。）及び豊田市に連絡するとともに、緊急事象の種類に応じて消防署などの防災関係機関に連絡します。また、本社は環境省に報告します。
- (4) 事業所においては直ちに事業所長を長とし安全対策室長を副長とする現地対策本部を設置して、情報の整理、集約及び解析を行うとともに、施設の設計・施工者であるクボタ神鋼環境（豊田）異工種建設工事共同企業体（以下「JV」といいます。）及び処理施設運転作業受託会社（以下「運転会社」といいます。）と連携・協力して、被害の拡大を抑えるための対策措置を講じます。また、豊田市への連絡及び外部からの問い合わせに対する対応は事業所が行います。
- (5) 本社においては直ちに社長を長とする連絡対策本部を設置して、現地対策本部からの情報を収集し、整理して対策措置全体を掌理します。事業所における対応を支援するために必要な人員を派遣し、又は外部専門家等の支援を確保できるように必要な措置を講じます。
- (6) 現地対策本部は、緊急異常事態の推移、対策の進行状況及び対策の効果発現状況について、原則として毎時、連絡対策本部に連絡します。
- (7) 現地対策本部は、緊急異常事態が終息・解消したことを確認した場合は、その旨を直ちに連絡対策本部及び市役所に連絡し、また、消防署等の関係機関に連絡し、その後可及的速やかに経過説明書を作成します。
- (8) 現地対策本部は、直ちに緊急異常事態の内容、その発生の原因、講じられた措置の内容及び再発防止方策を報告書にとりまとめ、当該報告書を連絡対策本部に送付します。
- (9) 事業所は、可及的速やかに、PCB廃棄物処理事業検討委員会豊田事業部会（以下「事業部会」といいます。）を開催し、本社、豊田市、消防署等の関係機関及び運転会社の参加を求めて上記（ 8 ）の報告書の内容を討議、検討します。
- (10) 本社は、上記（ 9 ）の討議、検討を踏まえ、PCB廃棄物処理事業検討委員会の指導を受けて、日本環境安全事業(株)としての報告書を作成し、環境省、豊田

市、消防署等の関係機関に提出します。

(11) なお、緊急異常事態が生じるおそれは極めて小さいと想定しています。

これは、処理施設については、詳細な安全解析の結果を設計内容に反映し、さらにフェイルセーフ及びセーフティネットの安全対策措置を講ずるとともに、地震、火災、断水等の事象を想定して施設の損壊や異常な運転状況が生じないようにする設計としているためです。

このように発生頻度が極めて小さいことから、万一それが生じた場合の対応内容が失念されるおそれがないようにするため、本社及び事業所が合同で想定訓練を行います。

3. 緊急異常事態に至らない施設異常等が生じた場合の措置

(1) 試運転期間中に、緊急異常事態に至らない施設異常等が生じた場合は、試運転中の対応方針(別紙2)に従って必要な措置を講じ、その経緯、措置の内容、措置の効果等の情報は事業所がとりまとめて本社に送付します(豊田市には写しを送付します。)

(2) 事業所は、事業部会の委員に上記の情報を報告し、助言、指導を受けます。

(3) 地震等の異常現象があった場合は、事業所は、施設に何らかの異常が生じていないかどうかを確認し、異常があれば対応方策をJVと検討し、その異常の内容、対応方策の検討状況を速やかに本社に連絡します。

(4) また、事業所は、可及的速やかに事業部会を開催し、本社、豊田市、消防署等の関係機関及び運転会社の参加を求めて上記(3)の検討内容について討議、検討します。

(5) 本社は、上記(4)の討議、検討を踏まえ、PCB廃棄物処理事業検討委員会の指導を受けて、日本環境安全事業(株)としての報告書を作成し、環境省、豊田市、消防署等の関係機関に提出します。

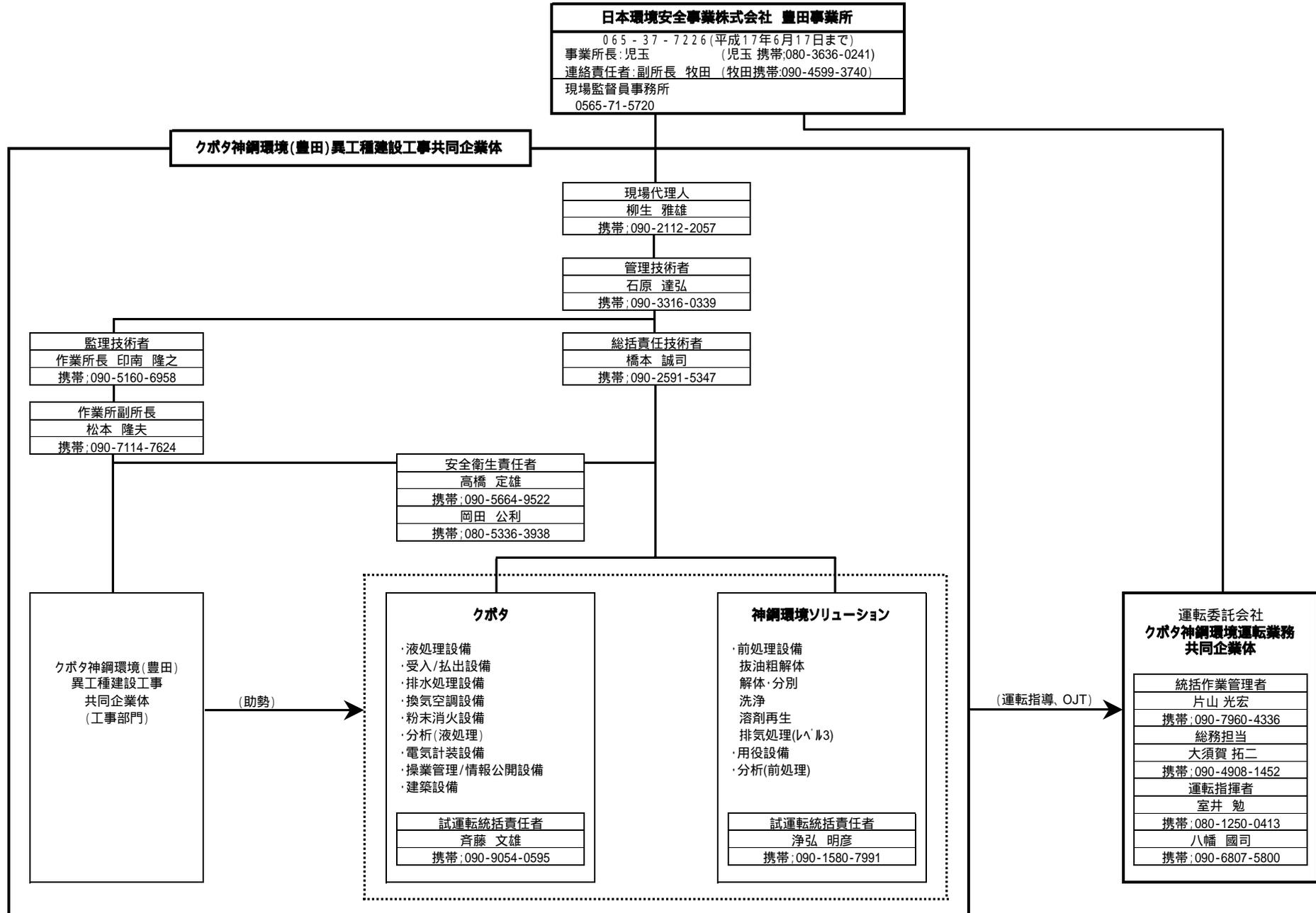
4. 施設の安全対策措置と施設操業用緊急時対応マニュアル

(1) 処理施設には、運転状態の異常や機器等の故障を軽微な段階で早期に把握し、

設定された運転条件（設計温度、圧力等）の許容限界値を逸脱することを回避し、異常事態の発生を未然に防止する設計上の対策措置が施されています。

- (2) この許容限界値には、通常の運転状態で許容される範囲の上限である通常管理値と、通常管理値を超えて運転状態の異常が進展した場合に安全に施設停止等の措置を講ずる指標となる運転管理限界値とがあります。
- (3) 通常管理値を逸脱した場合は運転条件を正常に戻すための運転回復措置を講じます。
- (4) この措置の効果がなく、異常が進展した場合であって、万一運転管理限界値を超えるときは、装置単位で緊急停止ができるようになっており、設備の一部又は全部を停止します。
- (5) 試運転においては、このような対策が設計どおりに働くか否かを試験し、さらに必要があれば設定した温度、圧力等の値を見直すか否かを検討した上で「施設操業用緊急時対応マニュアル」に反映します。

豊田PCB廃棄物処理施設建設工事 試運転体制



試運転時の緊急異常事態等における対応方針

| 想定する事象 | 緊急異常事態が生じた場合の対応 | 緊急異常事態に至らない施設異常等が生じた場合の措置 |
|--|---|--|
| <p>地震 《設備対応状況》 ・ 80gal（震度5弱相当）以上の地震が発生した場合は、施設の自動停止システムが作動し、施設の運転を停止する。</p> | <p>・ 地震により設備破損等が生じ、これに起因してPCB、その他の危険物の流出等の被害が生じた場合の対応については、「PCBその他の危険物の漏洩」の項目による。</p> | <p>・ 40gal（震度4相当）以上の地震が発生した場合は、以下の手順により施設の安全を確保する。 1) 施設の点検を行い、異常の有無を確認する。 2) 点検の結果、施設に異常が認められた場合は、手動により施設の運転を停止する。 ・ 80gal以上で自動停止システムが作動して施設の運転が停止した場合は、施設の点検を行い、安全を確認した後に、再開手順に従って運転を再開する。</p> |
| <p>浸水</p> | <p>・ 万一、施設運転中に施設（処理棟）内に浸水した場合は、施設の運転を停止すると共に、「別紙1」に従って関係各所への連絡を行う。浸水の復旧後、施設の点検を行い、安全確認をした後に、再開手順に従って運転を再開する。尚、復旧に当たっては、施設（処理棟）内に侵入した水については水質分析により安全を確認した上で排出する。</p> | <p>・ 台風、豪雨等により、施設（処理棟）内に浸水する恐れが生じた場合は、浸水防止対策を講じると共に、安全に停止できる内に施設の運転を停止する。</p> |
| <p>停電 《設備対応状況》 ・ 停電時には、施設の自動停止システムが作動し、施設の運転を停止する。 又、非常用発電機が自動起動し、施設の運転を停止するために必要な電力を確保する。</p> | <p>・ 万一、停電により設備が制御異常に至った場合の対応については、「制御異常」の項によるものとし、更に、これに起因してPCB、その他危険物の漏洩等の被害が生じた場合の対応については、「PCBその他の危険物の漏洩」の項目による。</p> | <p>・ 非常用発電機により電圧が確保された後に、保安用に必要な機器類を起動し、施設の運転を安全に停止する。 ・ 停電復旧後、施設の点検を行い、安全確認をした後に、再開手順に従って運転を再開する。</p> |
| <p>断水 《設備対応状況》 ・ 断水等により施設の運転に必要な用水の確保が困難になった場合に備えて、施設の運転を安全に停止するために必要な水を常時施設内に確保している。</p> | <p>・ 万一、断水により設備が制御異常に至った場合の対応については、「制御異常」の項によるものとし、更に、これに起因してPCB、その他危険物の流出等の被害が生じた場合の対応については、「PCBその他の危険物の漏洩」の項目による。</p> | <p>・ 施設内に確保している水を使用して、施設の運転を安全に停止する。 ・ 給水再開後、施設の点検を行い、安全確認をした後に、再開手順に従って運転を再開する。</p> |

| 想定する事象 | 緊急異常事態が生じた場合の対応 | 緊急異常事態に至らない施設異常等が生じた場合の措置 |
|---|--|---|
| 火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の運転を停止し、「別紙1」に従って関係各所への連絡を行うと共に、作業従事者の安全を最優先にしつつ、自家消火等の自らによる応急対策の可能性を見極め、適切な措置を講じる。 ・PCB,その他危険物の漏洩防止のための回収作業,設備の応急復旧等に動員が必要な場合は、予め定めた緊急時の動員体制及び作業手順に従って対応する。 ・当該事故に関連して、周辺地域への影響が想定される場合は、「別紙1」に従って関係各所に連絡し、避難,誘導等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急異常事態に準じて対応する。 |
| 爆発 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の対応に準じて対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急異常事態に準じて対応する。 |
| PCBその他の危険物の漏洩 《通報の対象としない漏油》 ・オイルパン上での漏油、整備・点検時の油滴下等、管理状態での漏洩・漏油は報告・通報の対象とはしない | <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の運転を停止し、「別紙1」に従って関係各所への連絡を行うと共に、作業従事者の安全を最優先にしつつ、自らによる応急対策の可能性を見極め、適切な措置を講じる。 ・PCBその他の危険物の漏洩防止のための回収作業,設備の応急復旧等に動員が必要な場合は、予め定めた緊急時の動員体制及び作業手順に従って対応する。 ・当該事故に関連して、周辺地域への影響が想定される場合は、「別紙1」に従って関係各所に連絡し、避難,誘導等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急異常事態に準じて対応する。 |
| 制御異常 《設備対応状況》 ・運転条件(温度,圧力等)が予め設定した範囲を逸脱した場合は、施設の自動停止システムが作動し、施設の運転を停止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動停止システム作動後も運転条件が安全側に移行しない場合は、手動により施設の運転を停止すると共に、「別紙1」に従って関係各所への連絡を行う。 ・手動により施設の運転を停止した場合は、以下の手順により施設の安全を確保した上で、施設の運転を再開する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 運転条件が安全側に移行しなかった原因を調査(自動停止システムの作動状況調査を含む。)し、必要に応じて自動停止システム,運転条件設定,運転手順書の見直しを行う。 2) 施設の点検を行い、安全を確認する。 3) 再開手順に従って運転を再開する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動停止システムが作動して施設の運転を停止した場合は、以下の手順により施設の安全を確保する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 運転条件が予め設定した範囲を逸脱した原因を調査し、必要に応じて運転手順書の見直し(運転条件の見直しを含む。)を行う。 2) 施設の点検を行い、安全を確認する。 3) 再開手順に従って運転を再開する。 |